

東大阪市告示第 90 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項に定める医療機関から、同法第 64 条の規定による変更の届出があったため、同法第 69 条第 2 号の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 24 日

東大阪市長 野 田 義 和

変更を行った医療機関

別添のとおり

指定自立支援医療機関(育成・更生医療)変更等一覧(令和8年6月1日変更)

診療科目	医療機関名	所在地	担当医師氏名	届出別	医療機関コード
医療機関	医療法人清和会 ながはら病院	東大阪市長田西4丁目3番13号	長原 大	変更	50-04194
医療機関	医療法人孟仁会 東花園透析クリニック	東大阪市吉田5丁目9番12号	妹尾 博行	変更	50-13120